



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年7月26日月曜日 第226号

## ◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定.....	(健康増進課) ...	989
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	(経営支援課) ...	989
保安林予定森林.....	(森林整備課) ...	990
海岸保全区域の指定の一部改正.....	(漁港課) ...	990
洪水浸水想定区域の指定.....	(河川課) ...	993

### 公営企業告示

落札者等の告示.....	(公営企業管理局総務課) ...	993
--------------	------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第960号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和3年7月26日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
エムアイ薬局	松山市河野中須賀145-29	有限会社アゴラ	松山市河野中須賀145-29	代表取締役 家 串 明 孝	精神通院医療（薬局）	令和3年 6月21日
にこにこ薬局 小松店	西条市小松町新屋敷甲284番地2	株式会社アクト	新居浜市中西町6-45	代表取締役 古 野 翼	精神通院医療（薬局）	令和3年 7月1日
S調剤薬局	今治市桜井2丁目3番4号	有限会社アンフィニコスモ	西条市丹原町今井276番地4	代表取締役 重 松 勲	精神通院医療（薬局）	令和3年 7月1日

### ○愛媛県告示第961号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和3年7月26日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)ドラッグコスモス土居田店  
松山市土居田263番1、264番1、265番1
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

代表取締役 横山 英昭

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
代表取締役 横山 英昭

- 大規模小売店舗の新設をする日  
令和4年3月9日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,150.72平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数  
44台
- イ 駐輪場の収容台数  
20台
- ウ 荷さばき施設の面積  
27平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量

9立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

1箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

令和3年7月8日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第962号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年7月26日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

八幡浜市日土町7番耕地3458、7番耕地3466の1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び八幡浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第963号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により海岸保全区域を指定したので、海岸保全区域の指定（昭和33年3月愛媛県告示第276号）の一部を次のように改正する。

令和3年7月26日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
番号	海岸名	市町村	管理者	延長	区域	番号	海岸名	市町村	管理者	延長	区域
1・2	省略					1・2	省略				
1～17	省略					1～17	省略				
18	燧灘沿岸盛漁港海岸	今治市	今治市長	1,362メートル	基点1から基点27までを順次結んだ線並びに基点27、補助点27、補助点19、補助点13、補助点6、補助点1及び基点1を順次結んだ線により囲まれた区域 基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北） 基点1は、今治市上浦町盛3112番地先の地点（X座	18	燧灘沿岸盛漁港海岸	上浦村	上浦村長	1,271メートル	1 越智郡上浦村大字盛字妻崎897番地の北隅角より北西10メートルの点 2 1点より300度測線上25メートルの点 3 2点より9度測線上50メートルの点 4 3点より308度測線上187メートルの点 5 4点より231度測線上8

標143117.546、Y座標 -  
43163.969)

基点2は、基点1から229  
度00分14メートルの地点

基点3は、基点2から344  
度00分104メートルの地点

基点4は、基点3から340  
度00分38メートルの地点

基点5は、基点4から319  
度00分80メートルの地点

基点6は、基点5から312  
度00分41メートルの地点

基点7は、基点6から270  
度00分10メートルの地点

基点8は、基点7から316  
度00分115メートルの地点

基点9は、基点8から313  
度00分131メートルの地点

基点10は、基点9から317  
度00分74メートルの地点

基点11は、基点10から220  
度00分11メートルの地点

基点12は、基点11から316  
度00分88メートルの地点

基点13は、基点12から41  
度00分36メートルの地点

基点14は、基点13から304  
度00分117メートルの地点

基点15は、基点14から295  
度00分50メートルの地点

基点16は、基点15から7  
度00分28メートルの地点

基点17は、基点16から300  
度00分54メートルの地点

基点18は、基点17から294  
度00分29メートルの地点

基点19は、基点18から282  
度30分50メートルの地点

基点20は、基点19から195  
度00分31メートルの地点

基点21は、基点20から271  
度30分17メートルの地点

基点22は、基点21から330  
度00分18メートルの地点

基点23は、基点22から261  
度00分71メートルの地点

基点24は、基点23から198  
度00分14メートルの地点

基点25は、基点24から278  
度00分44メートルの地点

基点26は、基点25から207  
度00分21メートルの地点

基点27は、基点26から295

メートルの点

6 5点より306度測線上  
238メートルの点

7 6点より310度測線上  
112メートルの点

8 7点より318度測線上51  
メートルの点

9 8点より31度測線上36  
メートルの点

10 9点より299度測線上  
107メートルの点

11 10点より270度測線上6  
メートルの点

12 11点より297度測線上  
114メートルの点

13 12点より零度測線上3  
メートルの点

14 13点より292度測線上60  
メートルの点

15 14点より192度測線上50  
メートルの点

16 15点より263度測線上7  
メートルの点

17 16点より351度測線上47  
メートルの点

18 17点より258度測線上95  
メートルの点

19 18点より163度測線上9  
メートルの点

20 19点より263度測線上44  
メートルの点

21 20点より208度測線上13  
メートルの点

22 21点より289度測線上6  
メートルの点

越智郡上浦村大字盛字  
神田2467の1番地北端堤  
防基部

22' 22点より23度測線上42  
メートルの点

14' 14点より19度測線上46  
メートルの点

11' 11点より22度測線上41  
メートルの点

7' 7点より47度測線上71  
メートルの点

6' 6点より2度測線上52  
メートルの点

1' 1点より40度測線上91  
メートルの点

以上 1 2 3 4  
5 6 7 8 9  
10 11 12 13 14

					<p>度00分50メートルの地点 補助点27は、基点27から</p> <p>24度00分57メートルの地点 補助点19は、基点19から</p> <p>24度00分77メートルの地点 補助点13は、基点13から</p> <p>24度00分107メートルの地点 補助点6は、基点6から</p> <p>33度00分148メートルの地点 補助点1は、基点1から</p> <p>49度00分48メートルの地点</p>					<p>15 16 17 18 19</p> <p>20 21 22 22' 14'</p> <p>11' 7' 6' 1'</p> <p>1の各点を結ぶ線により 囲まれたる区域</p>	
19～32						19～32					
省略						省略					
33	燧灘 沿岸 桜井 漁港 海岸	今治 市	今治 市長	786メ ートル	<p>基点1から基点10までを 順次結んだ線並びに基点 10、補助点10、補助点1及 び基点1を順次結んだ線に より囲まれたる区域</p> <p>基点及び補助点の表示 (角度の表示は、真北)</p> <p>基点1は、今治市桜井六 丁目甲1790番5地先の地点 (X座標113176.576、Y座 標-41944.389)</p> <p>基点2は、基点1から242 度00分26メートルの地点</p> <p>基点3は、基点2から330 度00分130メートルの地点</p> <p>基点4は、基点3から336 度00分55メートルの地点</p> <p>基点5は、基点4から333 度00分134メートルの地点</p> <p>基点6は、基点5から332 度00分89メートルの地点</p> <p>基点7は、基点6から338 度00分77メートルの地点</p> <p>基点8は、基点7から244 度00分12メートルの地点</p> <p>基点9は、基点8から334 度00分80メートルの地点</p> <p>基点10は、基点9から345 度00分72メートルの地点</p> <p>補助点10は、基点10から</p> <p>62度00分70メートルの地点</p> <p>補助点1は、基点1から</p> <p>62度00分50メートルの地点</p>	33	燧灘 沿岸 桜井 漁港 海岸	今治 市	今治 市長	600メ ートル	<p>1 桜井字中狭地先北防波 堤基部を中心として半径 300メートルの円弧が市道 海岸線西側大字桜井字浜 田1780番地ノ3と交叉す る第1標杭の点</p> <p>2 1点より336度測線上 128メートルの点</p> <p>3 2点より329度測線上72 メートルの点</p> <p>4 3点より337度30分測線 上95メートルの点</p> <p>5 4点より64度測線上6.5 メートルの点</p> <p>6 5点より334度測線上 25.5メートルの点</p> <p>7 6点より331度測線上16 メートルの点</p> <p>8 7点より22度30分測線 上13メートルの点</p> <p>9 8点より336度30分測線 上20メートルの点</p> <p>10 9点より245度測線上 10.5メートルの点</p> <p>11 10点より336度30分測線 上92メートルの点</p> <p>12 11点より333度測線上77 メートルの点</p> <p>13 12点より342度30分測線 上65メートル大字古国分 中土手南甲73番地と北防 波堤基部を中心として半 径300メートルの円弧が交 叉する第2標杭の点</p> <p>13' 13点より72度測線上 100メートルと北防波堤基 部を中心として半径300メ ートルの円弧との交叉点</p> <p>1' 1点より62度30分測線 上80メートルと北防波堤</p>

